

# 送付先登録の対象となる通知書等

令和8年3月2日現在

送付先変更依頼先		通知種別	変更となる通知書等	対象者
1	保険年金課	国民健康保険 /資格確認書等関係	資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額認定証	国民健康保険被保険者
		国民健康保険 /その他通知等関係	上記に示す書類以外の国民健康保険の給付、保険料及び保健事業に関する書類全て 国民健康保険料決定・変更通知書、簡易申告書、仮徴収のお知らせ 高額療養費支給決定通知書、療養費支給決定通知書、国民健康保険高額療養費申請書兼同意書 納付書（督促用）、催告書、国保納付書、過誤納金還付（充当）通知書、口座振込通知書、納付確認・証明書、口座振替に関する通知、保険料収滞納に関する通知、延滞金に関する通知 特定健康診査受診券 ※上記の通知書の他、国保に関する文書（証以外）を送付させていただく場合があります	国民健康保険被保険者である世帯主、国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主
2		後期高齢者医療制度 /資格関係	資格確認書、特定疾病療養受療証	・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満で一定の障害がある方
		後期高齢者医療制度 /給付関係	高額療養費支給申請書、高額介護合算療養費支給申請書、後期高齢者医療給付支給決定通知書、医療費通知、ジェネリック差額通知書	
		後期高齢者医療制度 /賦課関係	保険料額（変更）決定通知書、納付書、過誤納金還付通知書、充当通知書、納付済額お知らせはがき、口座振替開始のお知らせ、督促状、催告書、後期高齢者医療保険料の減免申請書	
3		福祉医療費	福祉医療費受給券（助成券）、福祉医療費助成に関するすべての通知	・申請された方 ・受給中の方
4	介護保険課	介護保険関係	介護保険に関する全ての通知	65歳以上の方、40歳以上65歳未満で要介護（要支援）認定をお持ちの方（申請中を含む）
5	市民税課	市民税・県民税・森林環境税関係	市民税・県民税・森林環境税変更（決定）通知書、市民税・県民税・森林環境税税額決定（納税）通知書、大津市税納付（入）書	納税義務者
		軽自動車税関係	軽自動車税（種別割）納税通知書兼納付書、軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）	
6	資産税課	固定資産税・都市計画税	納税通知書等	固定資産を所有している方
7	長寿福祉課	長寿福祉課に係る事業関係	長寿福祉課に係る事業の通知書等	・現在、認定・受給中の方 ・各事業対象の方
8	生活福祉課	生活保護関係	生活保護に関するすべての通知 （保護開始(変更)決定通知書、保護廃止(停止)決定通知書、保護申請却下通知書、境界層該当証明書、生活保護法第63条による費用返還決定通知書、生活保護法第77条の2による徴収決定通知書、生活保護法第78条(費用の徴収)適用及び徴収金決定通知書、納付書、督促状、催告書等)	・申請中の方 ・現在、受給中の方 ・過去に保護を受けられていた方
9	障害福祉課	障害福祉関係	障害福祉に関するすべての通知 （例：障害者手帳、自立支援医療、障害福祉サービス、障害児支援、日常生活用具、補装具、特別障害者手当など）	・既に認定されている方 ・現在、受給中の方
10	健康推進課	各種健（検）診関係	各種健（検）診に係る受診券及び受診勧奨はがき等	各種健（検）診対象者
11	住宅政策課	収納関係	収入申告書、納付書	収入申告書（全入居者） 納付書（口座登録のない方及び口座振替不能時）
12	路政課	道路等占用関係	道路占用許可書、法定外道路等占用許可書	

# 別紙（留意事項）

- この届出により、本紙裏面に記載の書類（以下、「通知等」）が、「送付先の住所・方書」（以下、「送付先」）に記載の内容で郵送されるようになるため、住民登録地の住所には郵送されないことになります。  
なお、届書の送付先変更依頼先のうち、チェックされた項目にのみ送付先が設定されますが、当届書の内容は、送付先変更依頼先に記載のすべての所管課で情報共有します。また、受付から反映まで最大1週間程度かかります。
- （国民健康保険について）** 国民健康保険の給付及び保険料に関する書類の宛名は世帯主のままで変更されませんが、保健事業の宛名は対象者個人宛となります。なお、保険料の納付義務者は世帯主のまま変更されませんので、滞納があった場合の処分の対象は世帯主となります。  
**（後期高齢者医療制度・介護保険について）** 宛名は被保険者のままで変更されません。ただし、被保険者が通知等の内容を確認せずに破棄するなど特別な事情がある場合に限り、宛名に被保険者名を表示させないことも可能です。
- 事前に送付先の関係者に同意を得るようにしてください。
- この届書には、届出者の身分証明書(官公署発行で届出日現在、有効期限内のものに限る)の写し（例：運転免許証・マイナンバーカード（表面）等の写し）及び後見人等登記事項証明書の写しまたは後見人等の選任に係る審判書及び確定証明書を必ず添付してください。登記事項証明書に記載されている後見人等の住所と身分証明書に記載されている住所が異なる場合は、登記事項証明書に記載されている住所が分かるもの（社員証や名刺）の写しを添付してください。  
また、成年後見人等が法人の場合は、窓口に届書等を提出に来られる方（事務員等）の身分証明書及び法人に所属していることが分かるもの（社員証や名刺）の写しを添付してください。
- この届書を提出された後、再度送付先を変更したい場合は、改めて届出が必要です。送付先を設定された場合、送付先の方が転居されても、送付先の設定は自動変更・解除されません。  
大津市の国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格を喪失されても、保険料の変更通知や精算等の必要から通知等を郵送する場合があるため、送付先の設定は自動的に解除されません。送付先をさらに変更する場合や、送付先を設定する必要がなくなった場合は、速やかに届け出てください。  
**（国民健康保険について）** 送付先設定を行った後に世帯の方全員が国民健康保険から脱退された後、再び加入されたり、転出により大津市での資格を喪失され、再度、転入により資格取得された場合、引き続き送付先へ通知等を郵送する必要がある場合は、再度届け出てください。  
**（後期高齢者医療制度について）** 後期高齢者医療制度では、滋賀県内の転出では資格をそのまま引き継ぐことから、送付先設定を行った後に滋賀県内へ転出された場合、転出先でも送付先の設定を引き継ぐことになります。転居により送付先設定が不要になった場合は、廃止の届出を行ってください。送付先設定を行った後に滋賀県外への転出により滋賀県での資格を喪失され、再度、転入により資格取得された場合、送付先の設定は引き継がないため、引き続き送付先へ通知等を郵送する必要がある場合は、再度届け出てください。
- 次に当てはまる場合は送付先設定を解除します。
  - ・設定された送付先の住民等から解除の申出があったとき
  - ・設定された送付先に送付しても通知等が到達しないとき
  - ・設定された送付先に送付すると個人情報の管理等において問題があると判断されたとき
  - ・不正な目的のために用いられたとき(国民健康保険の場合は以下の場合も解除対象です)
  - ・世帯主に変更があったとき。
- 届出内容に不明な点がある場合、住所登録地以外に通知書等を送付することが個人情報の管理等において問題があると判断した場合には、当該届書が受け付けられない場合があります。  
また、届出者が保佐人・補助人の場合、代理権及び同意権の内容によっては、当該届書が受け付けられない場合があります。